

第 7 章 寄付採納

7.1 寄付採納について

公道または公道予定地に設置されており、一定の条件に該当する給水施設は、寄付採納することができる。
【給水施設寄付採納取扱要綱第 2 条(1)・第 3 条】

配水管に設置した消火栓は、寄付採納しなければならない。

【給水施設寄付採納取扱要綱第 2 条(2)・第 4 条】

<解説> 寄付採納基準（給水施設寄付採納取扱要綱《12.2 (5)》参照）

- ① 配水支管の布設及び増径に関する基準（平成 3 年 4 月 1 日実施）《12.2 (6)》等の規定に基づき、配水支管等を布設する必要があると判断している路線に設置されている給水施設であること。
- ② 給水管の材質が鋳鉄管または鋼管であり、その口径が 100mm 以上の給水施設であること。
- ③ 配水支管等として使用できる給水施設であること。
- ④ その他、管理者が特に必要であると認めた給水施設であること。

7.2 寄付採納申込み手続き

新設の給水施設及び消火栓の寄付採納は、給水装置課に申込みを行うこと。

なお、寄付採納の申込みに係る図書は、給水装置工事の申込み時に提出すること。

(1) 寄付採納申込み時に必要な図書

寄付採納予定の給水施設を布設する道路が、公道か公道予定地かの区別にて必要な図書が変わるので注意すること。また、日付及び寄付採納予定の給水施設等の概要は、当該給水装置工事が完了してから記入するので、申込み時点では記入しないこと。

表-7.1 寄付採納申込時に必要な図書

図 書 名	部数	入 手 元	備 考
給水施設等寄付申込書	1	給水装置課	第1号様式 《12.1 (3) ①》
給水施設等無償譲渡契約書 (公道用)	2	給水装置課	第2号様式2 《12.1 (3) ②》
給水施設等無償譲渡契約書 (公道予定地用)	2	給水装置課	第2号様式3 《12.1 (3) ③》
開発行為許可通知書(写)	1	申込者	開発行為に伴う寄付採納の場合 都市整備局 開発指導課交付
その他	—	給水装置課に確認のこと	管理者が必要と認める場合

(2) 給水装置工事完了後に必要な図書

給水装置工事の検査に合格した後、速やかに、給水装置工事申込み時に提出した「給水施設等寄付申込書」に日付及び給水施設等の概要を記入すること。また、開発行為に係る検査合格後に交付される「開発行為に関する工事の検査済証（写）」を提出のこと。

表-7.2 給水装置工事完了後に必要な図面

図 書 名	部数	用 紙	備 考
完成図(竣工図)	1	ポリエステルシート#300	
	5	コピー	※指定の図面折りのこと
オフセット図(弁栓図)	1	ポリエステルシート#300	
	4	コピー	※指定の図面折りのこと

※図面の折り方は、給水装置課にて確認のこと

7.3 完成図及びオフセット図の作成

完成図及びオフセット図は、別に定める事項を除き、「尼崎市水道局工事共通仕様書(第2編の付3)」に基づき作成すること。

なお、新設・既設に係らず、すべて黒色インクを使用して作成すること。

<解説> ここで、「工事共通仕様書(第2編の付3)」における「請負者」は『指定業者』、「監督員」は『管路補修課』に読み替えるものとする。なお、別に定める事項は次の通りである。

- ① 完成図における標題欄は次の通りとすること。

給 水 施 設 寄 付 採 納						7
寄付採納日	* 平成 年 月 日					7
布設年月日	平成 年 月 日					7
設置場所	地先から 地先まで					14
申込者	住所					7
	氏名					7
指定業者						7
給水装置No.						7
施設の概要	物件名	管種等	口径	延長等	備考	7
	給水管	EDIP(K)	φ150	12.34m		7
	給水管	EDIP(NS)	φ100	123.45m		7
	給水管	EDIP(K)	φ100	9.87m		7
	仕切弁	不断水式	φ150	1基		7
	仕切弁	ソフトソール(NS)	φ100	2基		7
	消火栓	ボール式	φ75	1基	補修弁付	7
管理図番号	1/2500		完成図No.	*		7
	1/500					7
7	14	21	14	17	17	
14	14	21	17	25		(mm)

※1 *印の箇所は、記入しないこと。

※2 施設の概要は、記入例を示す。なお、物件数により行を増減すること。

- ② オフセット図における配水管は、既設管、新設管共に実線で表記すること。
- ③ その他、管理者が特別に指示した場合は、それに従うこと。

7.4 既設の給水施設の寄付採納

既設の給水施設の寄付採納については、新設とは取扱い区分が異なり、事務の処理を管路補修課が行う。また、必要な図書や手続き方法も異なるため、詳細については管路補修課に問い合わせのこと。

寄付採納に関する問合せ窓口

「新設」の給水施設の帰属・・・給水装置課 : 06-6489-7430

「既設」の給水施設の帰属・・・管路補修課 : 06-6489-7444

